

議案第四十五号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（使用の不承認）

第二条の二 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - 二 営利を目的として使用するとき。
 - 三 管理上支障があると認めるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に不相当と認めるとき。
- 別表（一）の部（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

(一) 講堂等

施設区分	休日		平日	
	午前（午前九時から正午まで）	午後（正午から午後三時まで）	午後（午後三時から午後六時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）
講堂・体育館・柔剣道場	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、一〇〇円
教室（一教室につき）	二四〇円	二四〇円	二四〇円	一六〇円
校庭	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇円
テニスコート（一面につき）	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六〇〇円

別表(一)の部備考1を次のように改める。

1 この表において「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十二年港区教育委員会規則第九号）第三条の二第一項に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

別表(一)の部備考に次のように加える。

4 教育委員会規則で定める半面使用が可能な体育館を半面使用する場合の使用料は、この表に定める額の二分の一の額とする。

5 夜間口の区分による使用は、小学校の施設及び設備の使用に限る。

付 則

1 この条例は、令和五年十二月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例別表(一)の部の規定は、この条例の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

学校施設等の使用単位を見直すほか、使用できる施設を追加するため、本案を提出いたします。